

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

「個人情報が出てきているので削除してあげる」? 消費生活センターを名乗る電話に注意!

消費生活センターを名乗る人から電話があり、「あなたの個人情報が3社に登録されている。1社だけは削除できなかったため、解決できるところを案内する。」と言われ、不審に思った。公的機関がこうした電話をかけてくることはあるのか。

アドバイス

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関を名乗る不審な電話があった、という相談が増えています。

こうした電話では、個人情報の削除を名目に、新たな個人情報を聞き出そうとしたり、削除に費用がかかると持ちかけ、お金を騙し取る事例があります。

消費生活センター等公的機関では、個人情報の削除のために、相談を受けていない方へ電話をすることは一切ありません。

不審な電話だと思ったら相手にせず、きっぱり断り、電話を切りましょう。話を聞いてしまうと、さまざまな理由をつけて金銭を要求してくるケースも見られます。絶対に支払ってはいけません。

消費生活センターなどの公的機関を名乗るあやしい電話があったときは、身近な消費生活相談窓口へご相談・情報提供ください。



消費生活相談は

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

消費者ホットライン ☎ 0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0

身近な消費生活相談窓口につながります。(消費者ホットラインはこの夏から「188」になる予定です!)

お金のことで悩んでませんか？

生活再建支援相談のご案内

「多重債務で生活に行き詰ってしまった」「住宅ローンや教育費が家計の負担になっている」「家族が借金を繰り返して困っている」

こんなことで困っている方は、ひとりで悩まないで「生活再建支援相談」に相談しましょう！

- ・ 相談は無料です。
- ・ 相談内容に適した専門機関()の案内や債務整理に関する情報提供に加え、家計管理などを含め借金をしない生活を営めるよう、専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。
() 横浜弁護士会、神奈川県司法書士会、日本司法支援センター「法テラス」神奈川地方事務所など

電話相談 ^{いちはやい} 045-312-1881 (月~土 13時~18時)
(祝日も相談可。ただし、かながわ県民センターの休館日、年末年始を除く)

面接相談 予約制 (事前に045-312-1881にお電話ください)



相談に便利な3つのポイント

- 1 相談時間60分程度を確保可能 ... 時間をかけて相談内容をお伺いすることができます！
- 2 適切な関係機関のご紹介、法律家との面談が可能
相談者それぞれの状況に合わせたアドバイスを電話または面談でお話しいたします。
- 3 面談は土日、祝日も可能。ご都合に合わせてご利用ください。

相談窓口設置場所 かながわ中央消費生活センター (かながわ県民センター6階 : 横浜市神奈川区鶴屋町)

知っておきたい 消費生活のキーワード

消費生活センター

消費生活センターは、消費者に代わって、消費者の要望をそのまま伝えて事業者を指導するところと思っている方がいらっしゃいます。

消費生活センターは、商品やサービスの購入に関するトラブルなどの苦情や問い合わせについて、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で解決にあたる機関です。

消費生活センターでは、相談者が事業者と交渉し、問題解決するために必要な助言をしたり、より専門的な相談機関の紹介などを行います。

また、契約当事者では事業者との交渉が困難な場合は、消費生活センターがあっせんに入ることがあります。この場合、双方の話を聞き、それぞれの主張を伝え、消費者の守られるべき権利を確保する立場から、話の折り合いがつくように仲立ちをします。

困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう